

市県民税の申告が始まります

申告書は郵送などで提出してください



令和6年1月下旬号別冊

会場と日時

※申告相談日以前（2月5日～3月12日）に、申告相談のために市民税課（市役所2階）へお越しいただくことはご遠慮ください

会場	期 日	時 間	会場	期 日	時 間	
市役所 市民センター	桜	2月5日(月)・6日(火)	地区市民センター	塩 浜	2月26日(月)	
	下 野	2月7日(水)・8日(木)		神 前	2月26日(月)	
人権プラザ小牧 (児童館)	2月8日(木)	午前 9 : 30 } 午後 2 : 30		河原田	2月27日(火)	
	富洲原			2月9日(金)	橋 北	2月27日(火)
地区市民センター	日 永			2月13日(火)	大矢知	2月28日(水)
	常 磐			2月14日(水)	羽 津	2月29日(木)・3月1日(金)
	楠			2月15日(木)・16日(金)	県	3月1日(金)
	海 蔵			2月16日(金)	小山田	3月4日(月)
	内 部			2月19日(月)・20(火)	水 沢	3月4日(月)
	保 々			2月20日(火)	八 郷	3月5日(火)
	川 島			2月21日(水)・22日(木)	富 田	3月6日(水)
	人権プラザ神前			2月22日(木)	三 重	3月7日(木)・8日(金)
市役所 2階 市民税課	3月13日(水)～15日(金)			四 郷	3月11日(月)・12日(火)	
					午前 9 : 00～午後 4 : 00	

楠の申告会場は楠地区市民センターに変更になりました。

令和6年度市民税・県民税申告のお願い

○申告会場での混雑緩和について

市民税・県民税申告書は必要書類を添付の上、郵送などで市役所へご提出ください。作成した申告書は、郵送か地区市民センター経由で提出することができます。申告書の作成方法、必要書類は、「市民税・県民税の手引き」を参考にしてください。

また、会場混雑緩和のため、申告相談時の医療費控除の明細書や収支内訳書の作成はできかねます。事前に自分で作成して申告会場へお越しください。

○所得税の確定申告書は税務署へ提出してください

所得税の確定申告書は、自宅などのパソコン・スマホで作成することができます。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



詳しくは裏面をご覧ください

必要なもの

- 本人確認書類
- 下表のうち、ご自身の申告内容に合わせてご用意ください
※表にない控除を受けようとする人は市民税課までお問い合わせください

①事業所得（営業等・農業）不動産所得がある人	総収入金額および必要経費の内訳を記載した市民税・県民税申告書または収支内訳書
②報酬・配当所得がある人	それぞれの支払明細書など
③給与所得・各種年金所得などがある人	それぞれの源泉徴収票の原本
④社会保険料控除を受けようとする人	各種健康保険料や介護保険料、国民年金保険料などの証明書または領収書
⑤生命保険・地震保険料控除を受けようとする人	生命保険・損害保険会社などから発行された証明書
⑥配偶者特別控除を受けようとする人	配偶者に所得がある場合は、その所得を確認できるもの
⑦障害者控除を受けようとする人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、65歳以上の人で障害者に準ずるとして高齢福祉課が発行した「障害者控除対象者認定書」など
⑧医療費控除を受けようとする人 令和5年中に支払った医療費の合計が10万円または所得金額の5%（どちらか少ない額）を超えた場合	<ul style="list-style-type: none"> 医療費控除の明細書 医療費通知（医療費のお知らせ）…医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合 各種証明書等（おむつ証明書など）

四日市税務署からのお知らせ①

確定申告はスマホとマイナンバーカードを利用したご自宅からのe-Taxが便利です

申告書作成・送信の流れ

STEP ① マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマホを準備

STEP ② 国税庁「確定申告書等作成コーナー」へアクセスし、確定申告書を作成・送信

画面の案内に沿って入力・操作をすれば、自動計算で確定申告書の作成・送信ができます。印刷して郵送などで税務署に提出することもできます



◀確定申告書等
作成コーナーはこちら

作成コーナー



自宅で申告書作成が困難な人は

「所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税」の確定申告会場は

「ユマニテックプラザ」3階（鷺の森1丁目4-28）です。

※申告会場は、前年までの「じばさん」から変更となっていますので、ご注意ください

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【開設期間】 2月16日(金)～3月15日(金) 午前9:00～午後5:00 (土・日曜日・祝日を除く)

■会場ではご自身のスマホで申告するため、スマホやマイナンバーカード（発行時に設定した2つのパスワードが必要。）をお持ちください

■確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です

※「入場整理券」は、当日、会場で午前8:30から配布しますが、LINEアプリを使ってオンラインで事前に入手することも可能です。入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いする場合があります

四日市税務署からのお知らせ② 税理士による無料税務相談を行います

所 あさけプラザ 駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください

時 2月1日(木)・2日(金)午前9:30～午後4:00 (正午～午後1:00を除く)

午前9:00から入場整理券配布

入場には、会場で当日配布する「入場整理券」が必要です。オンラインでの「入場整理券」の事前発行はありません。入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いすることもあります。

対 ①前年分の所得金額（青色事業専従者給与および青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除額の控除前）が300万円以下の人

②消費税課税事業者である場合には、基準期間（令和3年分）の課税売上が3,000万円以下で、かつ①に該当する人

他 譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をする人、また相談内容が複雑な人、申告書の作成に長時間を要する人は税務署の確定申告会場をご利用ください

お問い合わせ

◆市民税・県民税について

四日市市市民税課 (☎354-8132 FAX354-8309)

ホームページ <https://www.city.yokkaichi.lg.jp/>

トップページの「市民の方へ」から「税金」→「市・県民税」をクリック

◆所得税の確定申告について

四日市税務署 (☎352-3141)

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>